

親しめる頼れるみんなの商工会議所

よこばやし

K O B A Y A S H I

総額 **3億9千万円**

小林てなんど プレミアム付商品券

令和2年 **8月30日(日)** 午前10時より発売されます!

詳細記事は6~7ページに記載しています。



153号

令和2年8月1日発行

小林商工会議所会報

発行所 小林商工会議所
小林市細野1897番地
TENAMUビル2階
電話 23-4121
編集 会報編集委員会

返信はがきを必ず投函して下さい!

観月会については返信はがきで出席の方のみ入場チケットをお届け致しますので、期日迄に必ず返信はがきをご投函下さい!

尚、観月会入場チケットについては、事業所・氏名入りのチケットとなります。

抽選会時に不在の場合は無効となりますのでご了承下さい。出来るだけ会場内の多くの方に抽選が当たる仕組みとなります。

議員総会報告

令和2年度 通常議員総会を開催

～令和2年度事業報告・収支決算 原案通り承認される！～

去る6月25日（木）、ガーデンベルズ小林において令和2年度通常議員総会を開催しました。

当日は、第1号議案：令和元年度事業報告並びに収支決算書承認について審議が行われ全会一致で承認可決されました。

また、10月開催予定の観月会や、今般の新型コロナウイルス感染症対策事業の取り組み状況等の報告がありました。

第二部の懇親会では、先般の県連総会で永年に亘り商工会議所運営に大きく貢献戴いた3名の皆様へ永年勤続役員議員表彰の伝達式、更に共済制度優秀社員表彰としてアクサ生命保険㈱の柚木脇主任に感謝状の贈呈が行われました。また、春の叙勲として「瑞宝双光章」を受賞されました税所会頭へ日本商工会議所の三村会頭より賀状の伝達も行われました。

来賓として宮原市長、坂下市議会議長他多数の皆様にもご臨席賜り、懇談の場で小林市の活性化策について意見が出され交流が図られました。

決算につきましては、会員各位のご理解とご協力のお陰様により欠損を出すことなく締めることができました。心から感謝申し上げます。事業報告につきましては、下記総括的概要の掲載をもって報告とさせていただきます。



通常議員総会の様子



令和元年 事業報告総括的概要

昨年の我が国経済は、依然として個人消費に力強さを欠くものの、経済が引き続き緩やかな拡大傾向を続ける中で、需給ギャップも一昨年よりプラスに転じ、賃金も上昇を続けており、もはやデフレではない状況に達したと言われておりましたが、地方においてはまだまだ厳しい状況がありました。更には、人手不足・少子高齢化・低い生産性・地方の疲弊と言った構造的課題も山積していました。

しかし、年明け早々中国で発生した新型コロナウイルス感染症による混乱は、わが国をはじめ世界経済に重大な影響を及ぼしております。国内の感染拡大防止に向けた政府の自粛要請を機に、地域の経済社会活動は一段と制約され、幅広い業種の中小・小規模事業者の経営が危機的状況に陥っています。地域経済への影響は時間の経過とともに深刻化しており、倒産や廃業の防止には、さらなる支援体制と施策の拡充とともに、国民や事業者の不安を一日も早く払拭する必要があります。今後、一定の収束が見通せた段階では経済のV字回復に向けた国民や事業者への景気浮揚への期待を喚起する大規模な政策を大胆に実施して頂くことを切望します。

議員総会報告

さて、当所においては、第29期議員改選により第12代：熊ノ迫文夫会頭から税所篤朗新会頭にバトンタッチされ、新体制が整い令和の新時代に向けた地域経済振興への取組が始まりました。小林商工会議所青年部が主管となり11月に開催された日本商工会議所第39回九州ブロック大会は過去最高の2,212名の登録を達成し、九州管内をはじめ全国各地から1,300名を超える参加があり、地域経済活性化に大きく貢献することができました。

また、地方創生に向けた施策の中で「スポーツのまち小林」をキャッチフレーズとして開催された「第4回九州ジュニア長距離合宿」、高校総体南九州大会（小林市：女子バレー）においては商工会議所としても大会成功に貢献することができました。しかしながら、第22回こばやし霧島連山絶景ウォーク、第4回こばやし霧島連山絶景マラソン大会については新型コロナウイルス感染症対策として大会直前に中止となり、宿泊をはじめ多方に影響が出ました。

2年目を迎えた「小林ビジネス支援センター」においては3名のインキュベーションマネージャーを設置し、創業・経営支援、事業承継等の多岐にわたる相談に応じ、地域商工業の発展に寄与することができました。また、令和元年10月からの消費税10%についても数回にわたる会員事業所への周知セミナーの開催、専門家派遣事業を活用した個別相談等も実施しスムーズに移行できました。

商工会議所は、地域唯一の総合経済団体として、会員企業の繁栄に努め、経営革新、事業転換等環境に配慮した事業にも積極的に取り組み、「親しめる 頼れる みんなの商工会議所」をめざし、役職員一丸となって更なる団結を深め経営支援はもとより地域福祉向上に努めて参ります。

❀❀❀❀❀ 永年勤続役員議員表彰 ❀❀❀❀❀

去る、5月25日（月）宮崎市「宮崎観光ホテル」において地域商工振興功労者表彰式が開催され、当所から4名の役員・議員の皆様が受賞されました。長年にわたり商工会議所活動に尽力され、地域経済の発展に大きくご貢献頂きましたことに心から感謝申し上げます。

□日本商工会議所会頭・宮崎県商工会議所連合会会頭連名表彰（役員・議員勤続15年以上）

- ・常議員 松木洋一様（株松木建設） ・監事 前原和明様（株前原総研）
- ・議員 坂本宇一郎様（株いこいの家）

□宮崎県商工会議所連合会会頭表彰（役員・議員10年以上）

- ・議員 齋藤博様（有齋藤自動車サービス）



松木 洋一様



前原 和明様



齋藤 博様

小林市商店連合会

コロナに負けず頑張ります!!

宮崎県が新型コロナウイルス支援策として飲食店で使用できる「プレミアム付きテイクアウト・食事券」事業を実施しました。（※現在は完売しております）この動きに合わせて小林市商店連合会では加盟する飲食店で食事券を多く利用していただく為に「地元飲食店応援クーポンカード」を企画しました。

食事券販売後、多くの方が加盟店でご利用してくださり、コロナウイルスの影響で厳しい状況である飲食店の大きな力となっています。心から感謝いたします。

食事券の使用期限は8月31日となっており、テイクアウトでも使用可能です。ぜひ食事券をお持ちの方は使用期限内にご利用し、地元飲食店を応援してください！

小林市商店連合会
コバ・ラフ

地元飲食店応援クーポンカード

2020年 6月12日～8月31日

地元でプレミアム付き食事券をもっとお得に使おう!

このカードを見せるだけでOK!
詳しくはクーポンをご覧ください。

お問い合わせ先
小林市商店連合会
TEL 0984-23-4121

下記のお店でご注文時にクーポン券を見せるだけでOK!

プレミアム付き食事券のご利用特約店!!
ご利用の特典が満載!

「プレミアム付き食事券」のご利用時にこのカードを提示すると下記のお店でお得な特典が受けられます!

出の山 いこいの家 小林1品サービス 11:00~14:00 水曜日 0984-23-5151	saboribar (サボリバー) 10%割引 11:00~23:00 0984-23-5467	市場食堂 (きりしま食品) ポイント2倍 8:45~14:00 0984-23-6826
COFFEE & レストラン 博夢 ドリンクバー2杯無料 11:00~15:30 17:00~22:00 0984-23-8754	さんまるご亭 200円割引 11:00~13:00 17:00~23:00 0984-23-1005	置味うどん (中央通り店) 10%割引 11:00~21:00 0984-22-8111
置味うどん (幸の子店) 10%割引 10:00~20:30 0984-23-3590	グルマンハウス ぶじや 10%割引 15:00~14:00 17:00~22:00 0984-23-2615	焼肉 焼物 むかえ ソフトドリンク1杯無料 17:00~23:00 0984-23-9777
焼肉 やまぜん ポイント2倍 11:00~14:00 17:00~22:00 0984-24-1178	和食亭 海ぜん ポイント2倍 11:00~14:00 17:00~22:00 0984-22-9278	BISTRO HINATA 小林1品サービス 18:00~23:00 0984-48-1113
ビスマルク 焼き菓子1個 20:00~23:1:00 0984-23-2250	すず家 クレープ1本サービス 11:00~18:00 0984-23-3083	くま川 お茶1本サービス 7:00~17:00 0984-23-1847

販路拡大を目指す事業者様を募集します!!

本年度もH29年度経済産業省認定の「経営発達支援計画（5カ年計画）」に基づき、事業計画策定にもとづく販路開拓への支援を実施致します。**食品関係の事業者様**の中で自社の商品を全国に売り出したい・販路を開拓したいという事業者様は「商談会」への支援を致します!

(国からの補助金を財源とした事業となります。補助金が不採択の場合実施しない事業もございます。ご了承ください。)

- ① **商談会への参加を支援**
当会議所の選定した商談会への出展料・旅費等の補助を行います。
- ② **ホームページの改善・作成を支援**
専門家が自社のHPの課題を解決します。また新しくHPの立ち上げもサポートいたします。
- ③ **自社商品のブラッシュアップを支援**
パッケージ・ディスプレイなど各分野の専門家を無料派遣いたします。

詳しい内容につきましては小林商工会議所までお問い合わせください。
TEL 0984-23-4121

税所篤朗会頭 令和2年春の叙勲「瑞宝双光章」受章

当所の税所篤朗会頭が、令和2年春の叙勲において「瑞宝双光章」の栄に浴されました。税所会頭は、地域商工業の発展はもとより昭和62年より33年の長きに亘り保護司として活躍され、社会貢献功勞として今回の受章となりました。心からお祝い申し上げます。



郡司副知事との地域経済懇談会を開催

去る5月29日（金）に宮崎県郡司副知事が来所され、正副会頭と新型コロナウイルス感染症による地域経済への影響について意見交換会を行いました。税所会頭より当市においては、特に飲食業・宿泊業を中心に大きな影響を受けている状況にあるが、今後この状況が続くようであれば多業種にわたりその影響は拡大される懸念があることの報告がありました。郡司副知事からは、5月2日より開始された宮崎県の小規模事業者事業継続給付金に係る申請窓口として対応頂いたことへのお礼と、近日中に県独自のプレミアム付きお食事券発行事業も始まり、その販売についても協力頂くよう要請がありました。今後ともお互いに地域経済の力強い復活に向けて協力していくことを確認しました。



新入会員の ご紹介



ご入会ありがとうございます。
よろしくお願い致します。

(入会日順、敬称略)

事業所名	代表者名	事業内容
宗教法人 狭野神社	松坂 公宣	神社
智至左官店	春成 智至	左官
ごはんや	吉留 裕	定食屋
一般財団法人あんしん財団 南九州支局 宮崎支所	大熊 俊宏	特定保険業
宮原総業	宮原 美津成	解体工事業
スナック セブ島	森 クリスティ	スナック
おうちサロン Lino Lino	川井田 典子	アロマ
優建設備	下馬場 優	設備工事業（プロパンガス配管）
味処あぐら	伊東 まゆみ	飲食店
ぐろすた	永迫 篤	飲食店
Do it your self	藤田 将太	トレーナー業
CHICCA	志戸本 貴士	イタリアンレストラン

(令和2年4月7日～令和2年7月14日入会分)

**新規会員
募集中!**

小林商工会議所では、新たにご加入頂ける会員を随時募集しております。ご加入されたいという事業所がございましたら、ご紹介頂きますようお願い申し上げます。ご連絡頂きましたら、職員がご説明にお伺い致します。

【ご加入に関するお問合せは TEL.0984-23-4121 総務課まで】

活動報告

総額 3億9千万円 小林てなんど

小林市商品券運営協議会(小林商工会議所、野尻町商工会、すき商工会)では、新型コロナウイルスの影響で消費が低迷する地域経済の活性化を図ることを目的に、小林市から補助を受けプレミアム付商品券を発行いたします。

販売価格1セット

10,000円で
(1,000円券×13枚の1セット)

(セット内容)全加盟店共通券6枚、地元企業専用券6枚、
飲食店特別応援券1枚の13枚綴りで1セット

13,000円

のお買い物!

※購入金額は一人当たり5セット(5万円)を限度とします。※

販売開始日

令和2年 **8月30日** (日)

全販売所
午前10時より販売開始
売切れ次第終了

注意事項

- ・来場者のみに販売し代理購入は一切できません。
- ・当日は必ずマスク着用のうえお越しください。熱中症等、体調管理には充分ご注意ください。
- ・当日は必ず検温を行っていただき、37.5℃以上の方は販売所へのご来場をご遠慮ください。
- ・万が一、購入者の中に感染者が確認された際に、特定の時間帯に会場内にいた皆様に漏れなくご連絡するため、氏名・住所・電話番号等の記入と併せて本人確認書類※を撮影させていただきます。ご了承ください。
- ・使いまわしを避ける為、筆記用具のご持参を推奨します。

※本人確認書類～運転免許証・健康保険証・マイナンバーカード・住民基本台帳カード・パスポート・在留カード・住民票写しなど

販売期間

■臨時販売所:令和2年 8月30日(日)のみ～売切れ次第終了
販売時間:午前10時から午後4時まで

■常設販売所:令和2年 8月31日(月)～売切れ次第終了
※8月30日に売れ残った場合のみ販売 販売時間:午前10時から午後4時まで

ご利用有効期間

令和2年 8月30日(日)～令和2年 12月31日(木)
(有効期間後はご利用できませんので、お早めにご利用ください。
尚、ご利用出来るのは取扱店ポスターの掲示している事業所となります。)

* 臨時販売所一覧 * (販売時間:午前10時から午後4時まで)

販売所名	住所	販売日
ホームセンターやまさき	小林市堤3235-1	8月30日(日) ～売り切れ次第終了
はまだストアー	小林市北西方1302	
J A こばやし北支所	小林市真方4892-1	
小林市文化会館	小林市駅南232	
小林中央公民館	小林市細野38-1	
小林市役所	小林市細野300	
野尻町商工会	小林市野尻町東麓1163-2	
須木総合ふるさとセンター	小林市須木中原1741-1	

* 常設販売所一覧 * (販売時間:午前10時から午後4時まで)

小林商工会議所	小林市細野1897 TENAMUビル2階	8月31日(月) ～売り切れ次第終了 (8月30日に売り切れた場合は 販売しません)
野尻町商工会	小林市野尻町東麓1163-2	
すき商工会	小林市須木中原1728	



プレミアム付商品券が発売されます!

各券の取扱店について

- 全加盟店共通券～小林市内に店舗をおく加盟店全店舗で取り扱い可能
- 地元企業専用券～小林市内に本店をおく事業者の加盟店で取り扱い可能
- 飲食店特別応援券～小林市内に店舗をおく飲食店の加盟店で取り扱い可能
(食品衛生法に基づく「飲食店営業許可」又は「喫茶店営業許可」を受けている飲食店であることが条件となります。)

取扱加盟店 募集内容

加盟店資格 小林市に事業所を有していること。

換金期間 令和2年9月1日(火)～令和3年1月15日(金)まで
平日 午前10時～午後4時まで(期間中の土・日・祝祭日を除く)
※換金期間が過ぎた場合は、いかなる理由があっても換金できませんのでご注意ください。

換金方法 取扱加盟店として、事前に申込登録頂いた事業者のみ換金いたします。
換金の際には、登録証のご提示が必要です。

換金手数料 換金手数料は、小林商工会議所・野尻町商工会・すき商工会会員は換金時に換金手数料として換金総額の1%を徴収します。
非会員事業者は換金時に換金手数料として換金総額の5%を徴収します。

換金場所 小林市商品券運営協議会(小林商工会議所、野尻町商工会、すき商工会)

※登録されていない事業者様はお早めのご登録をお願いします。

登録申込用紙は商工会議所で配布しております。

※商品券の使える事業所は、8月25日(火)の折込みチラシでご案内いたします。

※右のQRコードにアクセスすることで現在の登録店舗が確認できます。



問い合わせ・小林市商品券運営協議会
事務局 小林商工会議所 TEL0984-23-4121

広告は、
あなたのお店の
第一印象です。

チラシ、伝票、はがき、封筒、シール、ラベル、
名刺、パンフレット、ポスター、チケット、
掛紙、包装紙、カレンダー、カルテ、冊子、
賞状、ステッカー、タオル、のぼり、垂れ幕、
写真撮影、ポイントカード、メニュー表、
Tシャツデザイン …etc

デジタルCTP設備により
カラー印刷がより鮮明になります。

 株式会社 **こさの印刷**

小林市梅の天神下(山麓線)

TEL.(0984)27-0050(代)FAX.(0984)27-0051
E-mail:kzn.o@abelia.ocn.ne.jp



第41回定期総会は書面決議にて開催

令和2年6月12日（火）に開催予定でした定期総会は、新型コロナウイルス感染症拡大により書面決議となりました。全会員より議案審議の回答を頂き、全ての議案が承認されました。今年度は役員改選が行われ、総会で新会長に岩下ひとみさんが承認をされました。

また、新型コロナウイルス感染症は全世界に及び一向に終息の道筋が見えない状況となっています。このような状況であるからこそ女性経営者の連帯の輪と結束を強め、女性の視点から経済活動のみならず、広く地域社会に対して貢献していきたいと思っております。



会長 岩下ひとみさん

新会長あいさつ

「令和2年度より小林商工会議所女性会の会長を務めさせて頂くことになりました。微力ではございますが、女性会の皆様と一緒に「明るく！楽しく！美しく！」を合言葉に活動して参りたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします」

会員親睦会(女子会)を開催しました

令和2年7月3日（金）に「さんまるこ亭」にて会員12名が参加して開催されました。

新型コロナウイルス感染症で影響を受けた飲食店を応援したいとの思いとこれまでの自粛による会員の皆様の欲求不満！？解消や夏に向けての体力増強を兼ねて行なわれました。

岩下会長の挨拶、坂元副会長の乾杯の音頭で始まり、「さんまるこ亭」の美味しいとんかつと大きなえびフライの定食を頂きながら、終始和やかに歓談頂きました。中盤には、会員事業所の協力6社からの商品が当たるじゃんけん勝ち抜き抽選会を開催し、一人2個の商品が当たり皆さん大いに喜んでいました。最後の商品をかけてのじゃんけん大会は、最高に盛り上がりました。最後に山口副会長の閉めの言葉を頂き、お開きとなりました。

外は雨がどしゃ降りで大変でしたが、数名の方々は久しぶりの飲み会という事で仲町に行かれた様でした。(*^-^*)/



小林商工会議所女性会 会員募集中！

「明るく！楽しく！美しく！」を合言葉に女性ならではの視点で、自身の経営への活用、小林市の活性化やにぎわい作りのお手伝い、また豊かなライフスタイルを目指して元気に活動しています。働く女性のネットワーク作りに参加して、私たちと活動しませんか。

【対象】小林商工会議所の会員事業所の女性経営管理者で、女性会の趣旨にご賛同いただける方ならどなたでも大歓迎です。年齢は問いません。

【会費】入会金なし。年会費 12,000 円（中途入会の場合は月割り。月々 1,000 円）

「ドライブスルーにしもる」 300食完売いたしました

新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けている飲食店の支援策として2020年5月17日（日）に小林文化会館駐車場で「ドライブスルーにしもる」を開催いたしました。小林市内の12店舗のテイクアウト商品を車に乗ったまま購入することが出来るドライブスルー形式で販売を行いました。

初めての試みではありましたが、小林まちづくり㈱、にしもる青年連絡協議会、他多くの方にご協力していただき、用意した300食を1時間ほどで完売することが出来ました。

ドライブスルーにしもる
～コロナに負けるな！～
にしもるの うめもんを もっかえいがなっどー

参加店舗・生産者一覧
すべて 1,000円（税込）

はまだストア ・手づくりギョーザ ・みそ豚セット	豊味うどん 肉うどん (2人前セット)	OGAWA FARM 香トマト	山之口畜産 牛串3本
市場食堂 ・ミニあんかけ焼そば ・チキン南蛮 ・唐揚げセット	musumi ・カレー (10食作り) ・スイーツ盛り合わせ (10食作り)	わが家食堂 笑来 もつ鍋セット (2人前)	saboribar あん黒ビーフ プレミアムバーガー ポテトセット
キッチンココロ オムバーグ	ピストロひなた パニーニ (イタリアお弁当)	くま扇 さるこ弁当	牛心 ステーキ弁当

自定でポニーや金魚草を鑑賞しながら
うめもんを食べて元気になるう！
お買い上げの方に全額寄付のポニーや
金魚草の切手をプレゼント。
秋にはうめもんを鑑賞しなっどー！

日時 5月17日(日) 11:00～14:00
場所 小林市文化会館 駐車場

主催：小林商工会議所青年部 / 共催：小林まちづくり株式会社・にしもる青年連絡協議会



活動報告

宮原市長へ報告に行って参りました

6月8日(月)に小林市 宮原市長へ昨年行われた「第39回九州ブロック大会 こばやし元年祭」の報告に行って参りました。市長から大変高い評価とお褒めの言葉を頂戴しました。



会員募集中!

商工会議所青年部では会員を募集しています。
入会を希望される方は青年部事務局までご連絡ください。
■お問い合わせ先 ☎23-4121



気になる 事業所

Do it yourself

代表者名 藤田 将太

住 所 小林市南西方 8198-1

T E L 090-2881-6225

営業時間 完全予約制 (※要相談)

事業内容 パーソナルジム

ホームページ <https://fujitashotawork8.wixsite.com/atfujj>

Eメール fujita.shota.work@gmail.com



メニュー	金額	時間	内容
コンディショニング トレーニング	¥6000/1回	60分	人間本来の身体の機能を改善していく為、「ただ鍛える・筋肉をつける」ではなく「姿勢・動作」などへアプローチし基礎から身体作りを行います。
※月契約の場合 週1回・月4回	¥20000/月		
コンディショニング マッサージ	¥3000/1回	30分	怪我や病気などにより低下してしまった身体機能を良い状態に引き上げることを目的としたマッサージプログラム。週1回の体のメンテナンスとしてオススメ。
※月契約の場合 週1回・月4回	¥10000/月		
2ヶ月集中ダイエット プログラム	¥98000	60分	脂肪を減らし筋肉を残す為、トレーニングを正しい、痩せない原因を食事カウンセリングから導きます。適切な運動と食事を行うことで引き締まった体を目指します。

昨年5月に小林IC近くの「すわクリニック」内にパーソナルジムがOPENしました！！

筋肉を付けたい・減量したい・身体の痛みを改善したいなど、それぞれの悩みに合わせてトレーニングを組んでいきます。「鍛える」と聞くと男性のイメージが強いですが、女性も多く利用されていますよ♪トレーニングは完全予約制の1対1で行うので、運動している所を人に見られたくない方やプロから本格的なトレーニング指導を受けたい方などオススメです☆

トレーナーの藤田さんは最難関のトレーナー資格を持っており、プロだからこそ効率的に成果が得られます。「運動や健康管理の正しいやり方を教えられる受け皿になればと思っています。

ぜひ一度、軽い気持ちで遊びにきてください♪とおしゃってました(ˊˋ)/



特典：無料体験実施中！

定食屋 ごはんや

代表者名 吉留 裕

住 所 小林市本町 13 番地

T E L 080-1778-5656

営業時間 昼ごはん 11:00 ~ 14:00 (LO13:30)

夜ごはん 18:00 ~ 21:00 (LO20:30)

定休日 月曜日 (祝日の場合は火曜日)



牛の希少部位「牛ハラミ丼」



店長秘伝の特製ダレの唐揚げ

2020年5月11日、中央通り商店街にオープンした定食屋さん。店長の吉留さんは20代半ばから料理店を営みたいと思い、経験を積みながら独学で料理を学んできました。小林市のまちなか周辺で育ってきた吉留さんは、学生時代に比べて寂しくなったまちなかを「元気にしたい」「小林市の活性化に少しでも役に立ちたい」という思いから『料理店をするならまちなかで！』という思いが強くなったそうです。

定食屋に決めたのは、まちなかには居酒屋は多いが定食屋が少ないと感じたから。店名は、老若男女の誰もが何屋さんかすぐ分かるようにシンプルに「ごはんや」と名付けました。

定食や丼、お子様ランチなど豊富にあるメニューは、手作りや食材にこだわり、安心安全でお腹を満足する料理を提供。お酒を楽しみたい方は単品メニューもあります。店内はテーブル8席、カウンター3席、座敷2テーブルあり、団体でもお一人様でもOK！

気さくで明るいスタッフの皆さんがお迎えする、気軽に立ち寄りやすい「ごはんや」さんです。ぜひ、お食事に行ってみてはいかがでしょうか♪



牛ホルモンのピリ辛炒め



Instagram
やってます！
ぜひフォローして
ください(〇)

**特典：「商工会議所の会報を見た」で
ソフトドリンク1杯サービス**
(ただし、平日の火曜から金曜のみ、9月末まで)

覗いてみました！！



さかな すし 魚や鮨 まるぼうず

代表者名 南正覚 浩二

住 所 小林市真方 803-6

T E L 0984-22-5066

営業時間 昼：11：30～14：00 (LO 13：30)

※昼は水曜日～日曜日のみ

夜：17：30～22：00 (LO 21：30)

定休日 月曜日

事業内容 飲食店 (寿司、魚介料理・海鮮料理、ふぐ)

ホームページ <https://tabelog.com/miyazaki/A4503/A450304/45009649/> (食ベログ)



国道265号線(須木線)沿いにオープンした「魚や鮨 まるぼうず」さんは、今年の12月で4周年を迎えます！面白いネーミングですが本格的な海鮮料理で、店内も落ち着いた雰囲気になっています♪海鮮は生きたまま仕入をするので鮮度抜群です！！

オーナーである南正覚さんが飲食店を始めるきっかけになったのは、大阪で寿司職人をしているお兄さんの影響があったそうです！「年齢を問わず、赤ちゃんからお年寄りの方まで幅広い年齢層の方に来てもらえるようなお店にしたい！」と、これからの目標もあり、コロナウイルスの影響に負けたくない強さを感じました。

「まるぼうず」さんはテイクアウトも出来ますので、ぜひ一度、新鮮な海鮮料理を食べてみてください♪(^^)



せ や菜や

代表者名 大井 悟子

住 所 小林市南西方 1797-3

T E L 0984-22-0831 (090-4776-1876)

営業時間 完全予約制 (※前日までにご連絡下さい)

事業内容 ドレッシング販売、飲食店



3年前に古民家をリフォームして、「や菜や」をオープンしました。地元、小林産の玉ねぎを使ったドレッシングは、サラダにかけただけではなく、パスタや卵かけごはん、オムライスにかけたり、料理に加えても美味しく食べられます♪そして、オーナーである大井さんが手がける料理はどれも心がこもっていて、大井さんのあたたかい人柄が感じられる料理になっています(*^-^*)食材は、小林産の野菜をたくさん使っており、とれたての野菜の旨味や甘味を感じられます♪そして銅釜で炊いたご飯はおかずがなくても食べられるくらい甘味があって、とっても美味しいです♪その日によって土鍋で炊いたり、飯盒で炊いたりしますのでご要望があればお伝えください。オーナー・大井さんのおもてなしの心が感じられる料理をぜひ、時間を忘れてゆっくりと味わい尽くしてください(^^)

予算：ランチ ￥1,400 (税込)

ディナー ￥3,300～ (税込) → ご予算に合わせて作りますのでご連絡ください。

和室は最大12名入りますので、お祝い事や法事などでもどうぞご利用ください！



新型コロナウイルス感染症にかかる 経営セーフティ共済の特例措置について

1. 共済金の償還（返済）期日の繰下げ

<償還（返済）中のお客様>

お客様からのお申し出により、償還期日を繰下げ、共済金の償還を6か月間停止することができます。

※償還停止期間中の延滞利息（遅延損害金）は掛かりません。

※償還停止期間終了後からは、通常通りの約定償還が開始されます。

<これから償還（返済）を開始されるお客様（新規含む）>

お客様からのお申し出により、初回以降の各月の償還期日を繰下げ、償還開始を6か月間遅らせることができます。

※償還停止期間中の延滞利息（遅延損害金）は掛かりません。

※6か月の据置期間に加え、6か月間の償還期日の繰下げを行うことにより、償還が開始されるのは、借入れから1年後となります。

※受付期限は、前月20日です。（機構必着）

受付期限を過ぎた場合は、翌月分の受付となります。

2. 一時貸付金の返済猶予

<令和2年4月7日以前に一時貸付金を借りましたご契約者様>

令和2年4月7日以前に一時貸付金を借入れ、令和2年4月7日以降に約定返済日を迎える、新型コロナウイルス感染症の影響を受けているご契約者様の一時貸付金について、ご希望により約定返済日から6か月間返済を猶予します。

<令和2年4月7日以降に一時貸付金を借りましたご契約者様>

新型コロナウイルス感染症の影響を受けているご契約者様が、新規（令和2年4月7日から令和3年4月7日までの期間）で借入れた一時貸付金については、ご希望により約定返済日から6か月間返済を猶予します。

※6か月の返済猶予期間中は、違約金（延滞利息）は発生いたしません。

※返済猶予期間の途中であっても、返済あるいは借換をすることが可能ですので、ご希望の方は、下記共済相談室（コールセンター）までお申し出ください。後日、担当者から折り返しご連絡させていただきます。

3. 掛金の納付期限の延長等

(a) 掛止めをする

掛金総額が掛金月額40倍に相当する額に達している場合、納付の掛止めができます。

※掛止め（a）と掛金月額の減額（b）の手続きを同時に行うことができます。

※掛金の掛止め（a）により掛金納付月数が40か月以下となる場合、解約事由により解約手当金が掛金月額を下回る場合がありますのでご注意ください。お申出により、掛金の納付を再開することもできます。

(b) 掛金月額を減額する

事業規模縮小、事業経営の著しい悪化、疾病又は負傷、危急の費用支出といった場合には、掛金月額を減額できます。（月額5,000円まで減額できます。※5,000円単位）

(c) 掛金の納付期限を延長する

令和2年11月分までの掛金の納付期限を延長することができます。延長期間が終了した翌月から、掛金を延長分と当該月の2か月分ずつ納めていただくこととなります（ご請求する金額が、通常の倍額となりますのでご注意ください）。

※受付期限は、いずれも毎月5日です。（機構必着）

新型コロナウイルス感染症にかかる 小規模企業共済制度の特例措置について

1. 特例緊急経営安定貸付けの実施

＜新型コロナウイルス感染症の影響を受けて業況が悪化したことにより、1か月の売上高が前年又は前々年度の同期と比較して5%以上減少した、貸付資格を有するすべてのご契約者様＞

以下の条件でお借り入れいただくことができます。

借入額：50万円～2,000万円（掛金納付月数に応じて、掛金の7割～9割）

借入期間：借入額が500万円以下の場合は4年、借入額が505万円以上の場合は6年（いずれも据置期間1年を含む）

利率：0%（無利子）

返済方法：据置後、6か月毎の元金均等払い

2. 契約者貸付けの延滞利子の免除

＜令和2年4月7日時点で契約者貸付けの残高があり、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて業況が悪化したことにより、1か月の売上高が前年又は前々年度の同期と比較して5%以上減少したご契約者様＞

ご契約者様からのお申し出により、延滞利子を1年間免除することができます。返済期日後1年以内に返済もしくは借換えの手続きをしていただくこととなります。

※約定返済日が令和2年3月1日以降の借入れが対象となります。

3. 掛金の納付期限の延長等

＜新型コロナウイルス感染症の影響を受けて業況が悪化したことにより、1か月の売上高が前年又は前々年度の同期と比較して5%以上減少したご契約者様＞

(a) 掛金月額額の減額

掛金月額を、1,000円から70,000円までの範囲内（500円単位）で自由に選択できますので、柔軟に変更することが可能です。

(b) 掛金の納付期限の延長

ご契約者様からのお申し出により、令和2年11月までの掛金の請求を延長することができます。

期間内の支払いが免除されるのではなく、令和2年12月からは、2か月分ずつの掛金を納めていただくこととなります。したがって、延長期間終了後の掛金請求月額額は倍額となり、ご負担が大変大きくなりますので、十分ご注意ください。

4. 分割共済金受給者の一括支給（繰上支給）対応

＜新型コロナウイルス感染症の影響を受けて業況が悪化したことにより、1か月の売上高が前年又は前々年度の同期と比較して5%以上減少した、分割共済金の受給者様＞

受給者様からのお申し出により、分割共済金の一括支給（繰上支給）を請求していただくことができます。希望される場合は、下記共済相談室（コールセンター）までお申し出ください。

後日、担当者から折り返しご連絡させていただきます。

【お問い合わせ】

その他ご不明な点や、具体的な手続きのお問合せについては、以下にお願いいたします。

中小企業基盤整備機構 共済相談室 050-5541-7171（平日：9時～18時）

お知らせ

新型コロナウイルス感染症対策に係る各施策のご案内(令和2年7月現在)

国																
名称	持続化給付金	家賃支援給付金	特別定額給付金													
給付額	個人 100万円(上限) 法人 200万円(上限)	個人 最大 300万円 法人 最大 600万円	全国民 1人 10万円													
対象	<p>支援対象拡大</p> <p>フリーランス (主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者)</p> <ul style="list-style-type: none"> 雇用契約によらない業務委託契約等に基づく収入である 2019年以前から被雇用者又は被扶養者ではない 2019年の月平均収入と2020年1月～12月までのどれかひと月を比較して50%以下(月平均収入とは2019年の確定申告書第1表の「収入金額等」の「給与」又は「雑その他」に記載された収入金額を12で割ったもの) 2019年の確定申告書第一表の「収入金額等」の「事業」欄が0円であること。 <p>2020年1月～3月に創業した事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> 創業月～3月の月平均収入と比べ2020年4月～12月までのどれかひと月が50%減少していること <p>全ての業種対象</p> <p>条件: 前年度同月対比50%以下 (令和2年1月～令和2年12月までのひと月を比較)</p>	<p>支給対象は①②③④⑤を全て満たす事業者</p> <p>①中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者(医療法人、農業法人、NPO法人など幅広く対象)</p> <p>②5月～12月において以下のどちらかに該当する事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> 1カ月の売上高が前年同月比50%以上減少 連続する3カ月の売上高が前年同月比30%以上減少 <p>※白色申告の場合は 年間売上÷12カ月を1カ月分の売上として比較する</p> <p>③自ら事業者の為に占有する土地・建物の賃料を支払っている</p> <p>④2019年12月31日以前から事業をしている人(フリーランス、2020年創業の方は準備中)</p> <p>⑤申請日から1ヵ月以内にひと月分でも賃料を支払っている</p> <p>【給付額】 申請時の直近の支払い家賃(月額)に基づき算出される給付額(月額)の6倍(6ヶ月分)を支給。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>支払賃料(月額)</th> <th>給付額(月額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">法人</td> <td>75万円以下</td> <td>支払賃料×2/3</td> </tr> <tr> <td>75万円超</td> <td>50万円+[支払賃料の75万円の超過分×1/3] ※ただし、100万円(月額)が上限</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">個人事業者</td> <td>37.5万円以下</td> <td>支払賃料×2/3</td> </tr> <tr> <td>37.5万円超</td> <td>25万円+[支払賃料の37.5万円の超過分×1/3] ※ただし、50万円(月額)が上限</td> </tr> </tbody> </table>		支払賃料(月額)	給付額(月額)	法人	75万円以下	支払賃料×2/3	75万円超	50万円+[支払賃料の75万円の超過分×1/3] ※ただし、100万円(月額)が上限	個人事業者	37.5万円以下	支払賃料×2/3	37.5万円超	25万円+[支払賃料の37.5万円の超過分×1/3] ※ただし、50万円(月額)が上限	令和2年4月27日において住民基本台帳に記載されている人
	支払賃料(月額)	給付額(月額)														
法人	75万円以下	支払賃料×2/3														
	75万円超	50万円+[支払賃料の75万円の超過分×1/3] ※ただし、100万円(月額)が上限														
個人事業者	37.5万円以下	支払賃料×2/3														
	37.5万円超	25万円+[支払賃料の37.5万円の超過分×1/3] ※ただし、50万円(月額)が上限														
申請方法	オンライン申請 ※小林市の窓口申請は7月末で終了	①オンライン申請 ②窓口申請(小林中央公民館) 完全予約制 公式サイトからWEB予約または電話予約0120-150-413	①郵送申請 ②オンライン申請													
受付開始	令和2年5月1日 ～令和3年1月15日	令和2年6月29日～令和3年1月15日	令和2年5月8日 ～ 令和2年8月21日													
必要書類	<p>【法人】</p> <ol style="list-style-type: none"> 法人番号 2019年の確定申告書別表1 法人事業概況説明書(両面) 減収月の売上帳簿等 通帳の表紙・見開き 確定申告に受領印がない場合はe-taxの受信通知または納税証明書 <p>【個人】</p> <ol style="list-style-type: none"> 本人確認書類 2019年の確定申告書第1表 2019年の所得税青色申告決算書(両面) 減収月の売上帳簿等 通帳の表紙・見開き 確定申告に受領印がない場合はe-taxの受信通知または納税証明書 	<p>※左記に追加で必要な書類</p> <p>【主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者】</p> <ol style="list-style-type: none"> 業務委託等の契約書の写し又は契約があったことを示す申立書 2019年の支払者が発行した支払調書又は源泉徴収票 支払があったことを示す通帳(2019年中に報酬が支払われたことが分かるいずれか1ページ) 申請者名義の国民健康保険証 <p>※他にも必要となる書類がある場合があります</p> <p>【2020年1月～3月に創業した事業者】</p> <ol style="list-style-type: none"> 創業月から減少対象月までの各月の収入額は税理士が確認した毎月の収入を証明書類(持続化給付金に係る収入等申立書) 開業届(個人)又は事業開始等申告書(法人)(2020年1月1日～2020年3月31日の開業) 	<ol style="list-style-type: none"> 賃貸借契約の存在を証明する書類(賃貸借契約書等) ・2020年3月31日の時点で有効な賃貸借契約更新をしていたら申請日時点で有効な賃貸借契約も必要 申請時の直近3ヶ月分の賃料支払実績を証明する書類(通帳の写し、振込明細書等) <p>※直近3ヶ月で1ヵ月でも家賃猶予・免除うけていたらそれを証明する書類か支払免除等証明書(ネットに様式あり)</p> <ol style="list-style-type: none"> 本人確認書類(運転免許証など) 確定申告書一式 法人・個人ともに持続化給付金と一緒に 売上台帳(2020年の減少月または期間分) 誓約書(法人・個人それぞれHPにて様式あり) <p>※書類を確認後、追加で必要となる書類等もごさいます。</p>	<p>【郵送申請】</p> <ol style="list-style-type: none"> 市から郵送された申請書 世帯主の本人確認所の写し 振込先の通帳のコピー <p>【オンライン申請】</p> <p>※マイナンバーカードを作成している方のみ申請可能</p> <p>マイナンバーから振込先口座を入力した上で、振込先口座の確認書類をアップロードし、電子申請(電子署名により本人確認を実施し、本人確認書類は不要)</p>												
窓口	<p>経済産業省</p> <ul style="list-style-type: none"> お問い合わせ先 TEL:0120-115-570 事前相談専用窓口 TEL:0570-015-078 	<p>経済産業省</p> <p>家賃支援給付金コールセンター 0120-653-930</p>	<p>小林市役所</p> <p>総合政策部新型コロナウイルス感染症緊急経済対策室 TEL:0984-22-2090</p>													

お知らせ

宮崎県	小林市		
<p>「新しい生活様式」への 営業形態移行支援補助金</p>	<p>小林市事業継続応援 給付金事業 (国の持続化給付金(50%以上減) の対象から外れる事業者)</p>	<p>小林市営農持続化緊急給付金事業 ※耕種生産者(耕種生産者)</p>	<p>小林てなんどプレミアム付商品券</p>
<p>1 営業所あたり上限 5 万円</p>	<p>一律 10 万円</p>	<p>一律 20 万円</p>	<p>1セット10,000円(1,000円券×13枚) プレミアム率30%</p>
<p>飲食店 ・「飲食店営業許可」又は「喫茶店営業許可」を受けている。 ・県内に事業所を有する事業者 (本社が県外にある事業者は除く) ・従業員の数が50人以下又は資本金・出 資金が5,000万円以下の事業者。 ・「新しい生活様式」に対応し、感染防止 対策に取り組むことを宣言</p>	<p>①小林市内に住所を有する事業者 (農業を主たる事業として営む者は 除く) ※農業は左記 ②令和元年12月31日までに創業して いる ③令和2年1月から同年12月までの間 において、1か月の売上高が前年同 月と比較して30%以上50%未満減 少している ④令和2年1月31日までに納付期限が 到来している市税等を完納してい る者</p>	<p>①令和2年3月31日までに小林市認定農 業者及び小林市認定新規就農者の認定 を受け、主な農業収入が耕種作物であ る者 ②小林市農業後継者支援事業費補助金の 交付を受け付けていない者 ③前年同月対比で30%以上減少 (令和2年1月～12月までのいずれか を対比) ※就農後1年に満たない等、前年同月と 比較することが出来ない場合は、令 和元年12以前の総売上を平均農業 収入とし比較する ④令和2年1月31日までに納付期限が到 来している市税等を完納している者</p>	<p>小林市に事業所を有していること 【説明会】 小林地区 令和2年8月7日 15:00～ 小林文化会館小ホール 野尻地区 令和2年7月17日 14:00～ 野尻商工会 須木地区 令和2年8月5日 15:00～ すき商工会 【換金手数料】 小林商工会議所、野尻町商工会、すき商工会の会員事 業者は換金総額の1%、非会員事業者は5%を徴収い たします。</p>
<p>郵送申請のみ</p>	<p>①郵送申請 ②窓口申請</p>	<p>①郵送申請 ②窓口申請</p>	<p>各地区の商工会・商工会議所まで直接 取扱店登録申込・誓約書を持参</p>
<p>令和2年6月3日～ 予算上限(2億円)に達するまで</p>	<p>令和2年5月28日～令和3年1月29日</p>	<p>令和2年5月27日～令和3年2月26日</p>	<p>【加盟店募集】 令和2年7月9日～令和2年7月31日 【一般販売開始日】 令和2年8月30日(日) ※一般販売の詳細は本誌6～7ページに記載</p>
<p>①宮崎県「新しい生活様式」へ営業 形態移行支援補助金交付申請書 →県のHPにてダウンロード ②領収書の写し (令和2年5月15日以降のみ) ※補助対象の可否の詳細は県のHP にて ③申請者と同じ名義の通帳の写し ④営業許可証の写し</p>	<p>①事業継続給付金申請書(様式第1号) ②令和元年分の確定申告書の写し、 または住民税申告書の写し ③令和2年1月から申請する月の前月 までの収入金額が確認できる書類 (帳簿のコピー等) ④宣誓及び同意書(様式第2号) ⑤振込口座の通帳のコピー ⑥事業継続応援給付金請求書 (様式第4号) ⑦その他、市長が必要と認めた書類</p>	<p>①営農持続化緊急給付金申請書 (様式第1号) ②令和元年分の確定申告書の写し、 または収入が確認できる書類の写し ③減収が確認できる書類 (帳簿または出荷伝表等のコピー) ④小林市認定農業者又は認定新規就農 者の認定書の写し ⑤市税等納税状況確認同意書(様式第2) ⑥振込口座の確認できる書類の写し (通帳のコピー) ⑦営農持続化緊急給付金請求書 (様式第4) ⑧その他、市長が必要と認めた書類</p>	<p>小林てなんどプレミアム付商品券 取扱加盟店登録申込・誓約書 【注意事項】 ①必ず原本をご持参ください。 ②誓約書に押印をお願いいたします。 ③飲食店特別応援券取扱店への登録を希望の事業 所は「飲食店営業許可番号」又は「喫茶店営業許 可番号」をご記入ください。</p>
<p>宮崎県 宮崎県飲食店等コロナ対策 緊急支援実行委員会 TEL : 0985-26-7408</p>	<p>小林市役所 商工観光課 TEL : 0984-23-1174</p>	<p>小林市役所 農業振興課 TEL : 0984-23-0300</p>	<p>小林市商品券運営協議会 小林商工会議所 0984-23-4121 野尻商工会 0984-44-1221 すき商工会 0984-48-2459</p>

労働保険への加入手続きはお済みですか？

「労働保険」とは労災保険（労働者災害補償保険）と雇用保険の総称で、農林水産の事業の一部を除き、労働者（注1）を一人でも雇っていれば適用事業となり、その事業主は成立手続を行い、労働保険料を納付しなければならないことになっています。

注1)この「労働者」には、パート、アルバイト等も含まれます。

1. 労災保険とは

労働者が業務上の事由又は通勤によって負傷したり、病気に見舞われたり、あるいは不幸にも死亡された場合に被災労働者や遺族を保護するため必要な保険給付を行うものです。

また、労働者の社会復帰の促進など、労働者の福祉の増進を図るための事業も行っています。

（対象者）

職業の種類を問わず、事業に使用され、労働の対価として賃金が支払われる者（労働者）であれば、労働者としてその事業に使用されている間は、常用・臨時・アルバイト・パートタイマー等の名称や雇用形態に関係なく、労災保険の適用を受けることとなります。

なお、事業主と同居している親族や法人の役員については、一定の条件を満たす場合に限り労災保険が適用されます。

2. 雇用保険とは

労働者が失業した場合及び労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に、労働者の生活及び雇用の安定を図るとともに、再就職を促進するため必要な給付を行うものです。

また、失業の予防、労働者の能力開発及び向上その他労働者の福祉の増進を図るための事業も行っています。

（対象者）

雇用される労働者は、常用、パート、アルバイト、派遣等、名称や雇用形態にかかわらず、

- ① 1週間の所定労働時間が20時間以上であり、
- ② 31日以上雇用見込みがある場合

※ただし、次に掲げる労働者は除かれます。

- 季節的に雇用される者であって、
 - ・4か月以内の期間を定めて雇用される者
 - ・1週間の所定労働時間が30時間未満である者
- 昼間学生

加入手続きは下記で行っております。

- ・都城労働基準監督署 TEL0986-23-0192
- ・小林公共職業安定所 TEL0984-23-2171
- ・小林商工会議所 TEL0984-23-4121



小林商工会議所では事業主に代わって労働保険料の申告・納付その他労働保険に関する各種届出等の事務手続きを行っております。まだ加入手続きを行っていない事業主の方はご相談ください。

～事務処理委託のメリット～

①事務の省力化

労働保険料の申告・納付、雇用保険の被保険者資格の取得及び喪失等の事務が事業主に代わって処理されるので、事務の省力化、負担の軽減等が図られます。

②労災保険への特別加入

労災保険は、労働災害を被った労働者やその遺族に、災害補償給付を支給する制度ですが、これは、もともと労働者の災害補償として創設されているものです。しかし、労働保険事務組合に労働保険事務の処理を委託した事業に関しては、事業主や家族従事者等は、その事業の労働者とともに、労働災害の補償を受けることができる「特別加入制度」に加入することができます。

③労働保険料の分割納付（延納）

労働保険料の納付は、年1回、6月1日から7月10日までに概算保険料を納付して行うことになっています。労働保険料が多額の場合（40万円以上。有期事業では75万円以上）には、年3回の分割納付が認められていますが、労働保険事務組合に事務を委託した事業主に関しては、労働保険料の額の如何にかかわらず、この分割納付の制度が適用になります。

2020年7月1日時点

売上げを伸ばしたい



効率を上げたい



人手不足で困っている



3つの補助金をCheck!

(注) 本補助金は今後公募予定のものですが、必ずしも実施されるものではありません。開始時期や実施内容は「経済産業省」または「中小企業庁」のHPでご確認ください。

ものづくり補助金

こんな人に!

- 新事業にチャレンジしたい
- 生産ラインを増強したい
- サービスの質を高めたい

補助金内容

(通常枠)
100~1,000万円
補助率:最大2/3
補助対象経費:「革新的な製品・サービス開発」又は「生産プロセス・サービス提供方法の改善」に必要な設備・システム投資等

(コロナ特別対応枠)
100~1,000万円
補助率:最大3/4
補助対象経費:通常枠に加えて広告宣伝費・販売促進費

ただし、下記に対応する経費が1/6以上必要

- ①サプライチェーンの毀損への対応
- ②非対面型ビジネスモデルへ

今後の応募締切日

令和2年11月予定(4次)
令和3年2月予定(5次)

小規模事業者持続化補助金

こんな人に!

- ブランド力を高めたい
- 商品を宣伝したい
- ホームページを開設したい

補助金内容

(一般型)
~50万円 補助率:2/3
※共同申請可能
補助対象経費:HP作成、店舗の改装、チラシの作成、広告掲載など

(コロナ特別対応型)
~100万円 補助率:3/4
※共同申請可能
補助対象:一般型と同じ

ただし、下記に対応する経費が1/6以上必要

- ①サプライチェーンの毀損への対応
- ②非対面型ビジネスモデルへの転換
- ③テレワーク環境の整備

今後の応募締切日

(一般型)
令和2年10月2日(3次)
令和3年2月5日(4次)

(コロナ特別対応型)
令和2年10月2日(4次)

IT導入補助金

こんな人に!

- ITで経営状況を「見える化」したい
- ITで業務を自動化したい
- ITで働き方を改革したい

補助金内容

(A・B類型)
30万円~450万円 補助率:1/2
補助対象経費:ソフトウェア、クラウド利用費、専門家経費等

(C類型・コロナ特別対応枠)
30万円~450万円 補助率2/3または3/4
補助対象経費:A・B類型に加えてPCタブレット等のレンタル費

ただし、下記に対応する経費が1/6以上必要

- ①サプライチェーンの毀損への対応
- ②非対面型ビジネスモデルへの転換
- ③テレワーク環境の整備

今後の応募締切日

令和2年8月31日(7次)
以降も随時公募開始予定

採択を受けた場合、新型コロナウイルス感染症拡大予防対応「事業再開枠」の申請も可能になります。
 上限50万円 補助率:定額補助
 補助対象経費:消毒費用、マスク費用等の新型コロナウイルス感染防止対策に要した費用が対象
 ※特例事業者(屋内運動施設・バー・カラオケ・接待を伴う飲食店など)は上限が50万円引き上がります。

お知らせ

令和2年分以降の所得税確定申告から

青色申告特別控除額 基礎控除額 が変わります!!

◆改正1 個人の方の所得税について

- ・青色申告特別控除額が変わります! (現行 65 万円⇒改正後 **55 万円**)
- ・基礎控除額が変わります! (現行 38 万円⇒改正後 **48 万円**)

↓
更に

◆改正2 「(改正後) 55 万円の青色申告特別控除」の適用要件に加えて

- ・**e-Tax による申告 (電子申告)** 又は **電子帳簿保存** を行うと、
引き続き 65 万円の青色申告特別控除が受けられます!

○ 10 万円の青色申告特別控除の改正はありませんので、これまでと同様となります。

65 万円の青色申告特別控除を受けるための要件

時 期	令和元年分確定申告まで	令和2年分確定申告から
65万円の青色申告特別控除の要件	(1)正規の簿記原則で記帳 (複式簿記) (2)申告書に貸借対照表と損益計算書などを添付 (3)期限内申告	改正前と同じ + ① e-Tax による申告 (電子申告) 又は ② 電子帳簿保存

① e-Tax による申告 (電子申告) とは…

- e-Tax とは、申告などの国税に関する各種の手續について、インターネットを利用して電子的に手續が行えるシステムです。
- 改正後、65 万円の青色申告特別控除を受けるためには、ご自宅等のパソコンにより、**e-Tax で確定申告書・青色申告決算書等のデータを提出 (送信) する必要があります。**
なお、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で確定申告書・青色申告決算書等のデータを作成し、e-Tax で提出 (送信) することもできます。
※1 ご利用のパソコンが e-Tax の推奨環境を満たしているかを、事前に e-Tax ホームページでご確認ください。
※2 税務署のパソコンでは、青色申告決算書等のデータを e-Tax で送信することはできないため、65 万円の青色申告特別控除は受けられません。

e-Tax ご利用の流れは、

- 1 マイナンバーカードを取得!
- 2 IC カードリーダー又はスマートフォンを用意!
※ マイナンバーカードの読み取りに対応した IC カードリーダー又はスマートフォンが必要となります。
- 3 国税庁ホームページの「**確定申告書等作成コーナ**」へ
確定申告書・青色申告決算書等のデータを作成し、送信します。



② 電子帳簿保存とは…

- 一定の要件の下で帳簿を電子データのまま保存できる制度です。この制度の適用を受けるには、帳簿の備付けを開始する日の3か月前の日までに**申請書を税務署に提出する必要があります。**
※ 原則として課税期間の途中から適用することはできません。
- 改正後の 65 万円の青色申告特別控除を受けるためには、その年中の事業に係る仕訳帳及び総勘定元帳について、税務署長の承認を受けて電磁的記録による備付け及び保存を行う必要があります。

令和2年分に限っては、

令和2年9月30日までに承認申請書を提出し、同年中に承認を受けて、同年12月31日までの間に、仕訳帳及び総勘定元帳の電磁的記録による備付け及び保存を行うことで、65万円の青色申告特別控除を受けることができます。

※ 詳しくは、「国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)」でご確認ください。

[問合せ: TEL 0984-23-4121 中小企業相談所]

お知らせ

働き方改革 法改正

社労士は人を大切にする「働き方改革」を支援します

で何が変わるの？



事業主のみなさん、準備できていますか？



まずはチェックしてみましょう! ✓

- 1 すべての従業員が年次有給休暇を年5日以上取得している。 YES NO
- 2 年次有給休暇付与日や残日数を従業員ごとにきちんと管理している。 YES NO
- 3 管理職や裁量労働制が適用される人を含むすべての従業員の労働時間をタイムカードなどで把握している。 YES NO
- 4 残業が必要なので36協定を締結、届出している。 YES NO
- 5 時間外労働は月45時間、年360時間の範囲内である。 YES NO

ひとつでも「NO」があれば注意が必要です。



法改正スケジュールを踏まえて準備に取り掛かりましょう

	大企業	中小企業
年次有給休暇の時季指定義務	2019年4月施行	
労働時間の把握の実効性確保		
フレックスタイム制の拡充		
勤務間インターバルの努力義務		
高度プロフェッショナル制度新設		
時間外労働の上限規制	2019年4月施行	2020年4月施行
月60時間超の時間外労働の割増賃金率引き上げ	(大企業は適用済)	2023年4月施行

令和2年度観月会を、令和2年10月3日(土)に開催予定!!

現在、新型コロナウイルス感染症の影響により各種イベント等が中止になっております。そのような現状ではありますが、小林商工会議所としては屋外イベントである観月会を開催することで会員の皆様に元気をつけて頂きたいと今準備を進めております。講演会については、屋内で密になるため今年度については中止とさせていただきます。観月会については準備を進めておりますが、新型コロナウイルスの状況によっては中止の可能性もありますので申し添えます。中止の場合、事務局よりご連絡を入れますので必ず連絡先をご記入ください。



第5回九州ジュニア長距離合宿は中止となりました

今年で5回目を迎える予定でありました九州ジュニア長距離合宿は新型コロナウイルス感染症の影響で、各高等学校の夏休み期間の短縮等により中止となりました。来年は盛大に開催出ることを切に願います。

築130年の歴史の中でごゆっくりとお過ごしください



営業内容 ◆ご祝宴 ◆ご結納 ◆結婚式(50名様) ◆お食事会
◆仕出し弁当 ◆ご法事 ◆各種宴会 ◆お昼のランチ

昼の部		夜の部	
ランチ	1,300円	懐石	3,300円
	1,650円	懐石	4,400円
	2,200円	懐石	5,500円

※ランチ・懐石全て前日までの予約制です。
※その他ご予算に応じたコースも承ります。全てのテーブル席です(最大50名様までです)

みずのや

宮崎県小林市細野1586番地4(通り町) 【営業時間】 昼の部 11:30~14:00
夜の部 18:00~22:00
TEL(0984)21-1100 【店休日】 月曜日



最新の医療事情に対応した一生涯の医療保険

アクサの 一生保障の 医療保険 スマート・ケア

医療治療保険(無解約払いもどし金型)

スマートに人生を、 進み続けるために



●お引受けには所定の条件があります。本商品をご検討の際には「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報・その他重要なお知らせ)」「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

AXA-A1-1709-1432/9F7

特長1 短期入院にも手厚い保障

日帰り入院から一時金を受け取れます。

特長2 通院保障も充実

入院前後、手術後の通院を
1回30日(通算1,095日)まで保障
※Ⅲ型には通院の保障はありません。

特長3 約1,000種類の幅広い手術に対応

公的医療保険制度の対象となっている
約1,000種類の手術を保障

アクサ生命は、商工会議所と協力し、会員事業所の各種二重(弔慰金・見舞金制度、退職金制度、リスク対策や事業承継など)を共済制度/福祉制度でサポートしています。

アクサ生命保険株式会社

宮崎支社 都城営業所 小林分室

〒886-0004 宮崎県小林市細野1897番地 TENAMUビル2階

TEL 0984-23-9227

地震危険補償特約 Q&A

1 地震危険補償特約は どのような役目を果たすの?

地震危険補償特約は地震への備えとなり、被災後の当面の生活や事業継続を支える共済です。地震危険補償特約の共済金だけでは必ずしもとどおりの建物を再建できませんが、生活や事業の再建に大切な役目を果たします。



2 地震危険補償特約は なぜ必要?

火災共済では、建物の火災による損害などを補償しています。しかし、**地震による火災および倒壊などは、火災共済では補償されません。**したがって、地震による損害に備えるには**地震危険補償特約が必要**です。

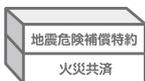
損害の原因	火災共済	地震危険補償特約
地震・噴火・津波	×	○
上記以外	○	×

※地震などにより延焼・倒壊した火災も補償されません。

3 地震危険補償特約は 単独で加入できますか?

地震危険補償特約は、**単独では加入できません。**火災共済にセットで加入する必要があります。

※共済期間は原則1年、最長5年となります。



4 支払われる地震共済金は、 どうやって決まるの?

建物の損害状況により全壊、大規模半壊、半壊のいずれかに認定されます。全壊は地震共済金額の100%、大規模半壊は60%、半壊は30%の地震共済金が支払われます。地震共済金を迅速かつ公正にお支払いするために3区分としています。

※損害の程度が半壊に至らない場合や円・楕・形のみに生じた損害の場合は地震共済金は支払われません。



5 地震危険補償特約は 何が補償の対象なの?

建物が補償の対象です。居住用の建物に限らず、事業用の建物も補償の対象になります。

※家財、営業用什器・備品、商品、機械設備等の動産は対象になりません。



6 契約金額(地震共済金額)は どのように設定すればいいの?

契約金額は、火災共済の契約金額の30~50%の範囲内で設定し、1,000万円が限度額です。(マンションなどの区分所有建物の場合は、区分所有者ごとに限度額が適用されます。)



7 特約の掛金は どうやって決まるの?

物件の所在地(都道府県)や居住用、事業用などの建物の種別・構造によって決まります。



このチラシは地震危険補償特約の概要を説明したご案内文書です。お引受けに関する事項、共済金をお支払いできない場合等、詳細につきましては、「重要事項説明書」および「地震危険補償特約」をご覧ください。以下の取扱組合または取扱代理所へお問い合わせください。

詳細につきましては、建物の所在地の組合へお問い合わせください。

取組組合 **宮崎県火災共済協同組合**

TEL 0985-24-1424

【受付時間】平日 午前9:30~午後5:15

共同取組先 **全日本火災共済協同組合連合会**

小林商工会議所

TEL 0984-23-4121

2020年4月1日以降 契約始期用

いつ起こるか分からない地震に備えて...

『地震危険補償特約』 のおススメ



組合員である中小企業者や個人事業主の皆さんを
地震等の自然災害から守り、事業継続を可能とする特約です!

地震危険補償特約で万が一に備えましょう!



地震により火災が
発生し家が焼失した

地震により
家が倒壊した

津波により
家が流された

令和2年度 「講演会」「観月会」 中止のお知らせ

平素より商工会議所運営につきましては大変お世話になります。

早速ですが、標記の通り令和2年度「講演会」「観月会」につきましては、新型コロナウイルス感染症の宮崎県内の感染拡大により中止することに決定致しました。

尚、会報の記事では開催の方向で掲載しておりますが、印刷の関係上、中止決定以前の記事となっておりますのでご了承下さい。

新型コロナウイルス感染症の早期収束と、来年度は「講演会」「観月会」が盛大に開催できることを祈念申し上げます。